

# 第1回習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月27日(木)午後3時30分～午後4時58分

2. 開催場所 習志野市庁舎5階 小委員会室

## 3. 出席者

【委員長】	習志野市副市長	諏訪	晴信
【副委員長】	習志野市こども部 部長	小平	修
【委員】	習志野市立保育所私立化ガイドライン 改定懇話会の委員であった者	田島	大輔
	習志野市民生委員児童委員協議会 推薦	中川	裕子
	習志野市民生委員児童委員協議会 推薦	富田	明子
	習志野市政策経営部 部長	竹田	佳司
	習志野市総務部 部長	斉藤	勝雄
	習志野市こども部こども保育課 課長	篠宮	淳一
	習志野市立大久保第二保育所 所長	近藤	明美
	習志野市立菊田第二保育所 所長	牧口	千恵子
【事務局】	こども部 次長	根本	勇一
	こども部 副技監	江口	浩雄
	こども部こども政策課 課長	齊藤	洋介
	(こども部)主幹	新井	理香
	企画管理係長	三代川	昌弘
	施設係長	松本	大輔
	副主査	鈴木	真理子
	副主査	清水	隆之

## 4. 議題

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 審議

(1)習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人募集要項について

(2)習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人審査基準について

第4 その他(事務連絡等)

## 5. 会議資料

資料1 習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会設置要綱

- 資料2 習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会委員名簿
- 資料3 会議の公開に関する取り決め事項（案）
- 資料4 習志野市こども園と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画（概要版）
- 資料5 習志野市立保育所私立化ガイドライン
- 資料6 習志野市立大久保第二保育所移管先法人募集要項
- 資料7 習志野市立菊田第二保育所移管先法人募集要項
- 資料8 習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人審査基準

## 6. 議事内容

### 開会

#### 【諏訪 晴信 委員長】

ただいまより、第1回習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会の会議を開会する。

習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会設置要綱第6条の規定により、委員5名以上の出席が成立要件となっている。

ただいまの出席委員は10名全員であり、本会議は成立した。

議事に先立ち、本委員会の公開・非公開について協議する。

事務局より説明を求める。

#### 【こども政策課長 齊藤 洋介】

本委員会が所掌する移管先法人の公募選考は、習志野市情報公開条例第8条第5号の規定に該当する契約に関する情報であり、公開することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とすべきと考える。

しかしながら、選考過程の透明性が求められている中で、会議の公開の原則を踏まえ、移管先法人決定後に、すべての会議録を公開したいと考える。

#### 【諏訪 晴信 委員長】

本委員会においては、会議は、事務局提案のとおり非公開とし、移管先法人の決定後にすべての会議録を公開することに異議はあるか。

#### 【一同】

異議なし

#### 【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うこととする。

## 第1 会議録の作成等

#### 【諏訪 晴信 委員長】

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員及び所管課名を記載した上で、会議ごとに確定するが、公開は先ほどの取り決めのとおりとする。

すべての会議録は、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーに

において公開したいと考えるが、異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うこととする。

## 第2 会議録署名委員の指名

【諏訪 晴信 委員長】

会議録の作成にあたり、正確性・公正性を期するため、委員長において、田島 大輔 委員、中川裕子委員、富田明子委員の3名を、会議録署名委員に指名することに異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、私から会議録署名委員に、田島 大輔 委員、中川 裕子 委員、富田 明子 委員を指名する。

## 第3 審議

(1) 習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人募集要項について

【こども政策課長 齊藤 洋介】

資料4・5・6・7に基づき説明。

【諏訪 晴信 委員長】

募集要項について、質疑はあるか。

【竹田 佳司 委員】

今回は、大久保第二保育所、菊田第二保育所の移管先法人を同時に公募するが、どちらかに、または両方に応募することができるという理解でよいか。

【こども政策課長 齊藤 洋介】

そのように考えている。

【竹田 佳司 委員】

応募資格は前回の私立化とほぼ同様と理解するが、前回である平成29年に実施した本大久保保育所の私立化に際し、何法人から応募があったのか。

【こども政策課長 齊藤 洋介】

当初募集では応募がゼロであり、再募集をかけたところ1法人から応募いただいた。

【竹田 佳司 委員】

私立化ガイドラインの説明において、職員の配置基準を緩和したという部分があった。応募資格を変更せず、職員の配置基準の緩和によって、よりよい法人から応募いただけたと考えているのか。

【こども部主幹 新井 理香】

募集対象法人については、私立化ガイドライン改定懇話会においても議論となったところであり、私立化に株式会社の参入を認めることは大きな方針転換になることから、将

来的な課題として捉えたところである。

保育士の配置基準等の緩和を含め、しっかりと法人に説明等を行うことで応募いただけるものと考えている。

**【田島 大輔 委員】**

私立化ガイドライン改定懇話会の代表者として補足させていただく。

まず、応募資格の基準について、株式会社を拒むことは公平性を欠くという議論がある一方で、利益を求める株式会社は公立からの私立化に適切かという議論もある。

国の基準では株式会社も対象としていることから、株式会社の参入についての検討は必要であるが、急激な方針転換と捉えられる可能性及び当該施設保護者の不安をおおる可能性があり、しっかりと議論する必要があることから、今回の私立化においては改定しないと決定した。

2点目、保育士等の配置基準の緩和ではなく、経験年数に対する緩和である。

改定懇話会の第1期から社会情勢が大きく変わっており、特に首都圏において保育士不足が顕著化している中で、保育の質を担保できる法人を選定するという前向きな姿勢で改定している。

経験年数の緩和は、ただ年数を半分にするのではなく、多様な人材が登用できるようにすることで保育の質を担保するための改定である。

また、私立化後における保育の質の担保についても、十分な措置をとっている。

**【こども部主幹 新井 理香】**

改定懇話会で活発に議論いただき、社会情勢・保育現場の現状を鑑み、緩和すべきところ・拡充すべきところを総合的に改定したものである。

また、今回の配置基準は、国・県や東京都などを参考としたほか、本市の一般的な私立保育所の基準を下回らないことにも十分配慮している。

**【田島 大輔 委員】**

緩和より、質を拡充するための措置と捉えていただきたい。

また、事務局より補足があったように、研修や市の関与もしくは、共同保育などの基準については、かなり厳しくしている。

**【竹田 佳司 委員】**

両施設の定員については、待機児童対策を含め、子ども・子育て支援事業計画に見合った数値だと考える。

募集要項の施設整備に関する条件では基準となっているが、法人の提案をもって変更することも可能と読み取れる。定員変更の許容範囲はあるのか。

**【企画管理係長 三代川 昌弘】**

定員数については、再編計画の中で定めた市として設置したい定員である。

特に、大久保第二保育所の敷地は狭隘であり、法人提案で、多少定員数を下げるとも可能と考える。

遵守事項としては、現施設に在籍する子どもをすべて受け入れできるよう現定員を下回らないこと、年齢別定員として年齢が上がるほど定員数が増えることの2点である。

大久保第二保育所でいえば、現定員は126人であることから、126人から147人の間の定員で提案する法人も想定できる。

【竹田 佳司 委員】

菊田第二保育所は、近隣の市所有地に建設していただくこととなる。

当該地は5,000㎡を超える敷地であるが、法人提案により部分使用でもよいとも読み取れる中で、どこにどの程度の面積が割愛されてもよいか、非常に読みづらい部分である。

残面積が中途半端で利用方法がない場合であっても、提案として認めざるを得ないのか。

【企画管理係長 三代川 昌弘】

応募法人には施設整備計画として様式5を提出いただくため、審査基準の一つとなっているが、実際の整備計画については、移管先法人決定後に、市・法人・保護者からなる三者協議会で固めていくこととなる。

施設面積等に大きな変更はないかもしれないが、施設配置については三者協議会で詳細を詰めていく際に、市として、その他の活用方法に関して、法人と協議していく。

【竹田 佳司 委員】

ぜひ、よい法人から、より多く提案いただけるように努めていただきたい。

【田島 大輔 委員】

大久保第二保育所においては、既存施設解体後に新施設を建築するため、その間、2園で代替保育を行うとした理由を伺いたい。

【こども政策課長 齊藤 洋介】

既存保育施設を残し、園庭に新施設を建築した後に、既存施設を解体する方法も検討したところであるが、敷地が狭隘で、周辺道路の状況もあまり良くない中で、子どもの安全を最大限に考え、工事期間中の保育について内部で検討した。

そうしたところ、近隣にある大久保東幼稚園は、園児数が減少し、空き教室がある状況であったため、そちらで大久保第二保育所の3歳児から5歳児の幼児の対応ができなしか検討し、見通しが立ったところである。

0歳児から2歳児の乳児については、少し距離があるが、同じ中学校区内の大久保こども園で対応することについて、こどもセンターの規模を縮小することになるが、こどもセンター棟を活用する方法で、詳細を詰めているところである。

【田島 大輔 委員】

保護者にとっても通う園が民間に変わることに議論がある中で、代替施設が2園になることは、すごく不安感を集める気がしてならないが、あえてそのリスクをとるのか。

応募段階では、「2園に配置」という部分を、少し緩やかな言い方にし、当該施設の中でどのようにしていくのかをもう少し考える必要がある。

募集要項の段階では問題ないが、ただ保護者も目にするものであるので、記載することについて懸念を持つが、どう考えているのか。

【こども部主幹 新井 理香】

私どもも、どこで保育するかについて、同じ懸念を持っている。

子どもの安全を最優先とするとの方針を持ち、4月から5月にかけて、当該保育所保護者に説明会を実施したところ、「安全を優先するのであれば、致し方ない」、「各施設の子どもたちの生活も大切にしていきたいながら、自分たちも困らないようにしてほしい」、「し

っかり時間をかけて検討していただきたい」というような意見を頂戴した。

頂戴した意見を真摯に受けとめ、定期的に開催している庁内関係部署、当該保育所施設長を構成員とした打ち合わせ会において、教育内容、保護者対応など、きめ細かく整えながら、万全な体制で代替保育を迎えられるよう、検討を進めている。

【田島 大輔 委員】

もう一つの観点から見ると、実際に移管先法人決定後に共同保育を行う際、2園になることで非常に難しくなることについては、考えざるを得ないと思う。

私立の先生が公立施設を学ぶことは、全く違う業種に行くぐらい違うことがあるので、もともと共同保育は難しい行為である。その中で、更に2施設になると、現実的にかなり難しくなる。

子ども達や教職員に影響が出ると避けたいので、今すぐの議論は必要ないが、その部分も考えていただきたい。

【こども部主幹 新井 理香】

経営の引き継ぎだけでなく、子どもたちの引き継ぎをすることも保護者の信頼を得ながら、円滑な私立化と安定した園経営・園運営を行うためには、非常に大切な部分である。

在園児がいるところにしっかりと関わっていける方法を検討していく。

【田島 大輔 委員】

第三者評価機関の福祉サービス第三者評価について、習志野市の私立保育園は3年に一度受審することが規定されているのか。

今回の私立化において、3年に一度は目安と義務のどちらかなのか。

【企画管理係長 三代川 昌弘】

3年に一度の第三者評価は義務ではないが、市基準の「努めること」に対して、私立化施設は「すること」とし、原則実施していただくこととなる。

ただし、目安というところで、国基準の「5年ごと」に対し、市としては3年ごとの実施に努めるようお願いしている。

私立化施設に関しては、3年ごとを目安に受審していただくが、途中1年空いてしまった場合でも認めるものである。

【田島 大輔 委員】

公立から民間に移管する施設であるならば、例えば、初回受審については、3年に一度を義務としてもよい。

ある程度こちらから受審を促すのであれば、質の担保の一つとして見ていくことは、非常に重要なことと考える。

しかしながら、コロナウイルスの様な事態があると、3年に一度ができない場合もあるため、但し書きをつけることを考えてもよい。

第三者評価が質の担保になると、保護者にも十分説明し得る。

【諏訪 晴信 委員長】

私立化ガイドライン上では、第三者評価を受審することとしている。ここで目安というのは、少し齟齬が生じるのではないか。

【こども部主幹 新井 理香】

ガイドライン上では、3保育所の私立化ということで、少し広くした規定になっており、第三者評価を実施すること程度にしている。

この文言については、第二期計画の選考委員会の中で、しっかりと「3年に一度を目安に」と記載したほうがよいとの意見もあり、追記した部分である。

今回に関しては、その経緯を踏まえて、どこまで実施すべきか、委員の意見を伺った上で、より適切な文言に修正したい。

【諏訪 晴信 委員長】

田島委員は、もう少し義務づけすべきとの意見であった。

保育状況を第三者の目で評価する、いわゆる外部監査を受けることを明文している。

移管を受けるのであれば、3年に一度受審とすべきか、もしくは、現表記のままでもよいのか。

【中川 裕子 委員】

市立保育所は、第三者評価を受けているのか。

【こども部主幹 新井 理香】

公立については、専門職が定期的に施設を訪問し、しっかりと質の部分の確認、及び助言・指導する方法を確立している。また、財務関係については監査機関がある。

第三者評価で実施する項目は、保護者評価や内部評価でしっかりと目を光らせている。

また、3年に一度を義務とすることが少し困難であることについて補足すると、保育所運営は、初めからよい運営ができるわけではない。安定するまでに時間がかかってしまうこともある中で、第三者評価を実施する時期が来て、評価準備に時間をかけて保育を後回しすることがないよう、少しやわらかい表現にしている。

【中川 裕子 委員】

外部の目で見てもらうことは、すごく大事なことであり、これを行っていたらということが後から出てきたときに、やはりその時にちゃんと見ている人がいるかないかで、その対応がすごく変わってくる。

年数を決めて受審してもらうことは、すごく大事だと考える。

【富田 明子 委員】

国基準が5年ごとであることから、3年に一度という目安のやわらかい表現でよいと考える。

第三者評価に力が入るよりも、目の前にいる子どもの保育を優先させるためには、義務とするよりもやわらかい3年に一度の目安という言い方がよい。

【諏訪 晴信 委員長】

募集要項は、今日ですべてが決定ではないため、委員の意見を事務局において精査した上で、次回会議に改めて提案するをしたいが、よろしいか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

ほかに意見がなければ、会議開始より1時間を経過したため、新型コロナウイルス感染症対策として、5分間の休憩を取り、換気させていただく。

< 休 憩 >

【諏訪 晴信 委員長】

休憩前に引き続き会議を開く。

ここで募集要項について、一定のお諮りをする。

ただいま委員から頂戴した意見を踏まえ、事務局で調整した後に、時間的な余裕あるいは会議招集の観点から、メールあるいは文書等で各委員に確認いただいた後、募集要項に反映するのとしたいが、よろしいか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うこととする。

(2) 習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人審査基準について

【こども政策課長 齊藤 洋介】

資料8に基づき説明。

【諏訪 晴信 委員長】

意見あるいは質疑はあるか。

【竹田 佳司 委員】

審査基準を拝見すると、前回の本大久保保育所私立化の審査基準から変わっていないように感じる。

施設整備計画の項目の配点10点満点の中で、応募法人の提案内容、例えば定員が大幅に低い場合や、旧給食センター跡地の使い方によって、点数をどこまで減点できるのか。

また、複数の法人から応募があった場合に、点数に差がつくのかという心配がある。

この施設整備計画の項目の配点に、少し色を付ける等の措置はできないのか。

【企画管理係長 三代川 昌弘】

事務局としては、定員もしくは使用面積による大きな採点の差は考えていない。

定員に関しては、定員基準と大きく違う場合、保育の継承の考えがないとして、応募理由の項目において、趣旨を理解していないとして減点となる。

面積に関しては、受入人数よりも、保育内容を最優先とした審査をしたいと考える。

【田島 大輔 委員】

審査項目の配点はどのように決めたのか。妥当性はあるのか。

また、保育内容で点数差をつけるとのことだが、配点項目が細かく、点差が付けづらいと感じる。

【こども部主幹 新井 理香】

第1期計画から様々な移管先法人を選定してきた中で、その手法を継承している。また、次回の選考委員会において、より詳細な評価基準をお示しする予定である。

【田島 大輔 委員】

保育内容重視の審査となると、応募書類は上手く書けてしまうこともあるので、少し全体的に見たほうがよいのか、次回の詳細な評価基準を見てから考えたい。

【諏訪 晴信 委員長】

この審査項目・配点については、募集要項において、応募者に審査内容及び配点を示すことが主目的である。

実際の審査における採点方法については、次回会議で提案するものである。

他に意見がないようであれば、審査基準は事務局提案のとおりでよいか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認める。

#### 第4 その他(事務連絡等)

こども政策課長 齊藤 洋介より、今後の選考委員会等のスケジュールについて説明した。